

会報

# 板垣会

第4号



(後列) 片岡健吉・真辺戒作・西山栄・北村長兵衛・別府彦九郎

(中列) 谷重喜・谷干城・山田平左衛門・吉本平之助

(前列) 伴権太夫・板垣退助・谷乙猪・山地元治

(東征軍幹部。明治元年10月下旬、東京にて写す)



## 板垣退助先生のご遺徳に寄せて

自由民主党衆議院議員 長尾たかし



「板垣死すとも自由は死せず」

歴史を辿れば板垣退助先生がその礎を築かれた政党「自由民主党」。「自由」が、政治的、歴史的に、時代によって異なるのは必然です。国と国民はその時代に合った「自由」を共有する必要があります。

平成22年の自由民主党綱領には、「我々が護り続けてきた自由とは、市場原理主義でもなく、無原則な政府介入は認主義でもない。ましてや利己主義を放任する文化でもない。自立した個人の義務と創意工夫、自由な選択、他への尊重と寛容、共助の精神からなる自由であることを再認識したい」と記されており、無欲恬淡を貫かれた板垣先生のご遺志を確実に受け継いでおります。

また、板垣先生は政界引退後、社会改良運動に尽くされました。「社会改良の本旨」では、「家庭における家長の権力は無限で、家族は常に絶対的服従を強いられており、あたかも専制国の君主と人民との関係のようであるが、これを改革し、家長は立憲国の君主のごとく、主婦は立憲国の宰相のごとく、子女は立憲国の人民のごとくあるようにせねばならない」と説かれました。

正にその根底にあるのは、「天皇政治・国民」という我が国の国体そのもの。今後は政府が掲げる「一億総活躍社会」においても、板垣先生が説かれる論点が時代に合致した形で受け継がれるべきだと思います。

今我が国は、閉塞感から脱却し激動・変革の時を迎えております。方向性を誤ることなく政に携わる局面で必要なことは、「不易流行」の精神です。

いつまでも変化しない本質的なものを忘れない中にも、新しく変化を重ねているものをも取り入れていくこと。また、新味を求めて変化を重ねていく流行性こそが不易の本質。歴史上の先代達は見事にこれを実践してきました。これは文化という形で、国民の日常生活にも根付いてきたのです。

皇室を中心とする国体の護持と、道徳と秩序に裏付けられた庶民力と伝統重視の心、自然への畏敬の念と多神崇拜を土台とする風土文化です。この「バランスの良い民度の高さ」が東洋の奇跡といわれた根源となり、先人たちは時代の凡ゆる局面で変化に対応してきました。我が国は他に類を見ない国民の旺盛な好奇心と、こだわりのある改善や工夫によって、それぞれの時代が突きつける凡ゆる変化を、日本にとって都合の良い形で吸収し、伝統を維持し既存文化と融合させてきたのです。

その過程にあつて、「自由」が貫かれていることは明白であり、平成30年に没後100年を迎えるにあたり、あらためて板垣先生のご遺徳に学ぶべき重大な局面であると確信し、身も引き締まる思いでいっぱいです。

今日まで板垣会を支えて来られた関係者各位の並々ならぬご尽力に心から感謝と敬意を表しつつ、板垣会の皆様とともに、板垣先生が説かれるご遺志を次世代の為に継承させるべく尽力して参りたいと思います。今後ともご指導ご鞭撻を何卒よろしくお願い申し上げます。



## 「板垣退助展」のころ



武井 一仁 (元高知市立自由民権記念館学芸員)

「片岡健吉が『立憲政治の父』なら、さしずめ板垣退助は『立憲政治の祖父』だよな？」

もうかれこれ二十五年も前になるが、自由民権運動研究者としては我が国でトップレベルの存在であった外崎光廣先生(故人)が、私に対して冗談交じりにおっしゃった言葉である。一九九一(平成三)年の夏頃だったか、当時

二十代半ばの私は開館二年目の高知市立自由民権記念館に勤務しており、その年秋の企画展「片岡健吉展」の準備をしていた。

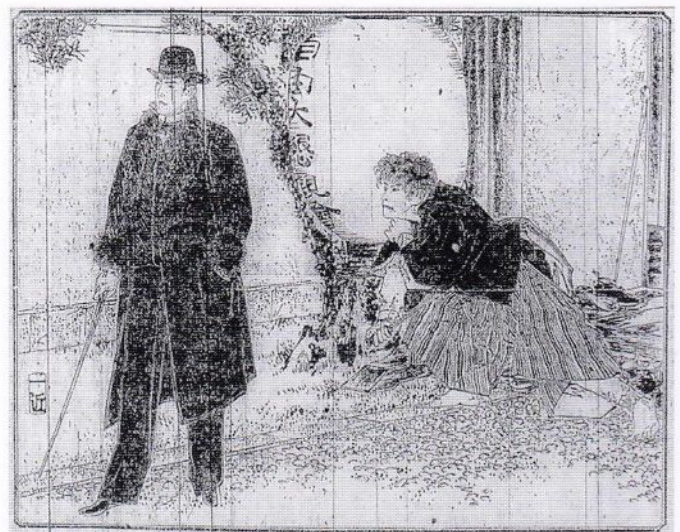
「立憲政治の父」とは、その展示のサブタイトルにと私が考えていたもので、自由民権運動の中核として板垣退助を支え、また戦前の衆議院議長として最長の在任期間を記録する片岡健吉にはびったりだと思ったのだが、どうやら先生のお気には召さなかったらしい。

とはいえ、外崎先生は決して片岡の存在を軽んじていなかったし、そのことは先生の数々の著作からも明らかである。しかし常に謹厳実直で歴史研究一筋、私にとっては大変怖い存在

だった先生の思いもよらぬ軽口にかえって返答に窮した記憶がある。

しかしよく考えてみると、どうやらこれは、「冗談」ではなかったのではないかと思う。まだまだ尻の青い新米学芸員が「立憲政治の父」などという重大な意味をもつ言葉をただ安易に使おうとしている、その姿勢に対してきつと遠回しに苦言を呈されていたのである。一体外崎先生という人は、学問的な業績や権威から受ける印象に反して実にお優しく、私のような若造に対してすら、いやむしろ若造であったからかも知れないが、叱責や論駁ではなく、穏やかに論を述べつつご教授くださるような、教育者としても実に尊敬すべき方であった。

けれども、かなり意固地な性格だった私は、結局は先生のご忠告を聞かなかった。当時先生からは折に触れて数々の懇切なご指導をいただいたものであるが、なかなか素直に受け入れることのなかった自分自身の姿を振り返る



岐阜遭難図(『土陽新聞』明治23年1月4日)

と、今思い出しても慙愧の念に堪えない。

そう言えば先生はよく、苦笑いしながら我々自由民権記念館の学芸員連中に対してこうおっしゃっていた。

「みんな偉くなっちゃってー。僕の言うことなんか聞きやアしない。」

いや、実に汗顔の至りである。

思うに、外崎先生にとつては、「立憲政治の生みの親」の名に最もふさわしいのは、何をおいても板垣退助だったのだろう。どちらかと言えば毀誉褒貶相半ばするといった感のある人物ではあるが、やはり板垣という存在が、あつてこそその自由民権運動の隆盛であつたと、先生



は看破されていたに違いない。

それから三年後、私は、自由民権記念館開館5周年の記念特別展「板垣退助」の担当となった。展示の主題名は「板垣退助」展であるが、それだけでは印象が弱いので、やはり何かサブタイトルをつけることにした。

片岡健吉展の時はいささか頭をひねる必要があったが、今度はあまり悩まなかった。

「板垣死すとも自由は死せず」。

これしかない。

実際の言い回しは少し異なるものであったが、現在はこの言葉が人口に膾炙している。実に小気味のいい、けだし名言である。言わずと知れた、一八八二(明治十五)年、板垣が自由党総理として岐阜で遊説中、刺客相原尚斐に襲われた時に発した一句であるが、板垣は大怪我をしたものの死ななかつたので、後に、彼のその後の政治行動を批判的にみる人々からは「板垣の代わりに自由が死んだ」などと揶揄

される始末となった。

ただ、そこには大きな誤謬が潜んでいるように感じられる。板垣は決して、自身と「自由」とを等置させているわけではない。彼は、「自由」という大いなる存在の前にあつては「板垣退助」なるものは卑小な存在に過ぎず、一鼓吹者である板垣を傷つけようが殺そうが、万古不磨の権利たる「自由」を滅ぼすことは絶対にできないと言っているのである。であるのに、「板垣の代わりに」などと両者を対等に並べるのは、まずもつて、彼の真意を理解していないのではないか、と思う。

それはさておき、板垣展を開催するにあつては、私は板垣の人生を追いつつ、彼がどの時代にどのような思想のもと行動していたかを探ろうとした。展示の内容については当時の解説図録に収められているのでここでは述べないが、実のところ、その時から現在まで、私にはずっと解決できない疑問がある。それは、「板垣退助が考えるところの『自由民権』とは、一体何であつたのか」ということである。

何を今さらと思われるかも知れないが、板垣の行動、発言、著作をいくら咀嚼してみても、私はこの疑問に答えを見つけれない。

「自由民権運動」とは、一般的に言えば、国民の平等と政治参加、議会開設、言論・集会の自由などの獲得を目的とした政治運動と規定

して差支えはなからう。だが正直なところ私には、これらの要求と、板垣が考えるところの「自由」と「民権」とがどこまで一致しているのか、あるいは乖離しているのか、明確に見えてこなかった。「板垣退助」の展示をするのであるから、本当は板垣の思想を軸として展開すべきであつたのに、そこまで掘り下げることができなかったのは大きな反省点である。

板垣にとつて、例えば、「国民の平等」とは何だつたのか。以下、全くの私見ながら、この場を借りて簡単に考察してみたい。

戊辰戦争の際、板垣は初めて四民平等思想(板垣自身の言葉で言えば、「四民均一」)に目覚めたと言われる。徳川方として新政府軍に抗した会津藩は強国であつたが、藩の大義に殉じたのは武士階級ばかりで庶民は関与しようにしなかつたために、いともたやすく敗れ去つてしまったことから、他国の侵略に抵抗するには国民が団結するしかない、ということに気づいた、とのことである。板垣自身も、後にこの経験を自らの四民平等思想への開眼としているが、これは民衆の権利としての視点というよりは、国防上の必要性からの発想であることに注意を払う必要がある。

また、翌々年の一八七〇(明治三年、高知藩の大参事(事実上の藩政統括者)となつていた板垣は、「諭告」の名で「人民平均ノ理」の考え

## 板垣退助

板垣死すとも  
自由は死せず



高知市立自由民権記念館

### 板垣退助展図録



方を打ち出している。「人間という存在の貴重さは士農工商の区別によるものではない」と開明的な内容を謳い上げているが、後半では「徒ラニ士族ノ貴キヲ抑ヘ民庶ノ賤ヲ揚ル等ノ疑惑ヲ生スヘカラス」と、いささか釘を刺された感がないでもない。

一八七三年の「明治六年の政変」で下野した翌年には、板垣は仲間とともに民選議院設立の建言を行い、国民の代表を政治参加させるべきとの意見を政府に提出した。ただしこれについても、薩長閥打破が主目的であることを忘れてはならない。

さらに一八八七(明治二十)年の辞爵問題の際は、ようやく四民平等が実現したところに華族という新たな門閥制度を創設することについて異を唱えているが、この時板垣は、すべての国民が平等であることの原則がどのとうより、「華族」の存在が、皇室と国民を引き離す存在になることを危惧しているのではないかと思われる。稀代の尊皇家と言われる板垣の面目躍如といったところであろうか。

そして最後に、板垣が終生の持論とした「戸主参政権法案」である。一九〇二(明治三十五年)年、帝国議会に普選法案が初提出されて以降、普通選挙への国民的な要求は、一時を除いて途絶えることはなく、一九一〇(明治四十三年)年にはついに、満二十五歳以上の国

民男子のすべてに選挙権を与える法案が衆議院を通過した(貴族院で否決されたため実現せず)。そのような時世に逆らうかのごとく、翌年一九一(明治四十四)年に、板垣は「戸主参政権法案」という論文を発表している。これは選挙権を、男女の隔たりなく納税者としての戸主にのみ一律認めるもので、実に三十年以上も前の一八七八(明治十一年)に、「民権ばあさん」楠瀬喜多が主張した内容そのものであった。「男女平等」的側面もあるにはあるが、戸主以外の人々を「継続観念、国家観念なき人民」と見なし、選挙権を与えることに反対する論調からは、「自由民権運動」の盟主としての板垣退助を想像し難いようにも思われる。つまるところ、板垣にとつての「国民の平等」とは、あくまで「国家に対して責任ある立場の国民間の、秩序に基づいた平等」であり、無条件に与えられるべき「万人の平等」ではなかつたのであろう。

板垣の自由民権観全般について言えることだが、多くの民権家たちのそれとどこまで一致していたのかについては、なお一考の余地がある。だがそもそも「自由民権運動」自体が様々な思惑や思想の集合体であつたわけで、たとえその盟主が板垣であつたとしても、その考え方が皆に共通であるとは限らない。だからこそ、自由民権運動という我が国最初の国

民的民主主義運動を母体として、様々な社会思想や活動家が生まれ、育つていく余地があつたとも言えるのではないだろうか。

そう考えると、理屈や理論を超越した、類い稀なるカリスマ性・求心力で幅広い人々を引き付け、自由民権運動を率いていたという意味において、板垣退助はまさに外崎先生が示唆されたとおりの、「立憲政治の生みの親」の評価にふさわしい人物であつたと言えるだろう。

余談になるが、いつどの時代にあつても、板垣の言動には自己撞着が存在しない。誤つたとされる行動をとることもままあるし、世間とかけ離れた言説をとることもままある。が、常に自らの信念に忠実で、しかも我欲というものが全くないところが板垣退助の「すごさ」なのかも知れない。実際、彼に関する展示に携わっている間、私はこの大変に魅力的な人物の、しかしつかみどころのなさに戸惑つたものだった。

来年は板垣生誕一八〇年の節目に当たる。今一度板垣退助という人物を思い、あの当時時間も手掛かりもなく解くことができなかった「謎」に、もう一度挑んでみたいとも考えている。



# 台湾同化会事件



NPO法人板垣会副理事長 公文 豪

板垣退助が、大正三年に二度訪台して台湾同化会を組織したことは、いくつかの板垣年表に若干記されているだけで、詳細を知る人は殆んどいない。全容は、二〇一〇年に岡本眞希子氏（現・津田塾大学准教授）が現地の「台湾日日新報」をもとに発表した論文「植民地在住者の政治参加をめぐる相剋」―台湾同化会―事件を中心として―によって初めて明らかにされた。私も同論文に導かれて国会図書館で同紙を通読した一人である。この機会に、板垣最晩年の闘いについて紹介しておきたい。

日清戦争の結果、日本は清国から台湾を割譲され、統治のために総督府を設置した。これに先住民が激しく抵抗し、日本は「土匪」と呼んで徹底的な掃討作戦を展開する。おびたらしい犠牲の上に一応の平定をみたが、抗日武装闘争は領有後二十年余を経た大正期に入ってもなお頻発した。

板垣退助が、最初に基隆の港に降り立ったのは、大正三年二月十七日、七十八歳の時だっ

た。前年五月、台湾の大地主で名望家・林猷堂は抗日武装闘争の限界に悩み、北京で梁啓超を訪問して意見を求めた。その直後に東京へ赴き、板垣退助の知遇を得た。この林猷堂との邂逅が訪台の契機とされる。

台湾到着後、板垣は「台湾意見」を明らかにした。欧米勢力のアジア進出には日支提携をもつて対抗する必要がある、台湾の地理的、民族的特性は両国親善の要となる。したがって台湾統治の方針は、三百万の台湾人に対して一視同仁の主義をとり、大いに仁政を施して人権を尊重し、生命財産を十分に保護しなければならぬというものであった。

第一回訪台の歓迎は熱烈なものだった。基隆や台北停車場では、総督府の高官をはじめ官民多数が出迎えた。二十日には中南部巡視から戻った佐久間総督が馬車を駆って鉄道ホテルに板垣を訪問している。

この後、板垣は鉄道で南下し、阿緞あこくから始めて台南、台中、台北の順に視察する。二十四

日、台中公園で開かれた歓迎会には八百人もの人が集まって台中未曾有の盛会となった。三分の二が台湾人で、林烈堂らが歓迎の辞を述べ、会場からは一視同仁の王政を説く板垣の演説に急激のごとき拍手が起ったと新聞は伝える。

視察を終えた板垣は、官邸に佐久間総督を訪ねて三ヶ条の台湾統治意見を述べた。

第一は、台湾の統治は征服者の被征服者に対するが如き態度を避け、あくまで同化主義によるべき事。その第一歩として本島人教育の程度を高めて内地人と同様の訓練を為す事。第二に同一民族たらしめるため、法律上、相互結婚を是認する事。第三に、参政権はただちに付与せずとも、人権擁護の必要上、言論の自由を許し政治を論ずる途みちを開くことが緊要で、新聞を発行して自由に評論をさせる必要があるなどと説いた。

板垣に随行していた横関愛造（東京毎日新聞記者、のちに『改造』初代編集局長）は、『土陽新聞』に「南国遊記」を寄せ、台湾では日本人が威張り散らし、本島人への日常的な威嚇、暴圧的態度が横行していると書いている。板垣の意見は、こうした日本人の態度を根本的に改め、同化策をとって台湾人を平等にあつかい、日本人同様の権利を与えよというものだったから、総督府は強く警戒し、在台日本人社



会の反発を招くことになった。板垣が東京に戻り、七月に「台湾同化会設立趣意」を発表すると、在台土佐人までもが「同化会の組織は害あるも益なし」との意見で一致するようになる。

十一月二十二日、板垣は同化会創立のため「総裁」の資格をもって再び基隆に降り立ち、台北の鉄道ホテルに入った。総督府役人等の出迎えはあったが、取り巻く空気は前回とは打って変わって冷ややかなものだった。最初の訪台を熱心に報道した台湾日日新報からはその動静を伝える記事が大幅に減少し、多少詳細に報じた台湾人向けの漢文欄をもってしても、板垣の行動をすべてカバーする内容にはなっていない。

台湾同化会発会式は、十二月二十日、台北の鉄道ホテルで挙行された。来会者は六百余名。板垣総裁は熱烈な語調で同化の大方針並びに趣意を述べた。板垣に続いて登壇した樹林区長・黄純青の「同化会は我が三百万同胞を輝かせる鐘であり、板垣伯は我が三百万同胞の菩薩である」という祝辞が、板垣に対する台湾人の敬意と感激を代表している。次いで二十二日には中部同化会、二十四日には南部同化会が発会した。全体の会員は三千百七十八人にのぼった。

これに対して在台日本人は、同化会の定款

改正案と意見書を提出し、台湾人は同会を利権拡張の機関と目していると非難した上で、会の事業は政治上に関係することを一切避け、国語の普及、風俗の矯正、内地人本島人の親和を図ることに留めるよう板垣に要求した。

十二月二十六日、板垣が内地へ帰ると、台湾総督府は直ちに弾圧を開始した。

台湾日日新報は、大正四年一月十七日から二月二日まで「同化会の現状」と題して大々的なキャンペーンを展開し、同化会幹部の中に前科者があり、彼等は会費を遊興などに消費しているなどと「醜聞」を徹底的に暴いた。同化会の評議員を囑託された官民日本人の辞職も相次ぐ。そして二月二十六日、総督府は台湾同化会に対して解散命令を下したのである。その理由は、①みだりに自由民権主義、博愛平等主義を鼓吹していたさらに本島人(台湾人)の反感、不平心を喚起すること、②いたずらに本島人を軽佻浮薄に導き、穏健な思想の発達を阻害することなど五点であった(「台湾同化会ニ対スル行政処分理由書」)。要するに、板垣の自由民権、博愛平等主義が台湾人の政治運動を引き起こし、植民地支配を不安定化させることを恐れての弾圧である。

問題はそれにとどまらなかった。五月には、台湾の大富豪・林熊徴から受爵運動を名目に五万円を許取したとして東京毎日新聞社長

山本実彦(のちの改造社社長)、同副社長寺師平一、同化会幹部佐藤源平の三人を逮捕する「大々の詐欺事件」なるものが起こった。台湾地方法院の「予審終結決定書」は板垣の関与についても言及し、これを全文掲載した台湾日日新報は、「彼等は巧みに同化会を標榜して私腹を肥さん」としたと攻撃した。しかし、山本等は八月の控訴審判決で逆転無罪になっている。事件は総督府によるフレームアップであつた可能性が高い。

このような台湾同化会に対する徹底的なネガティブキャンペーンと弾圧は、晩年の板垣に大ダメージを与えるものとなった。当時、板垣門下の西内正基(元発陽社員)が「板翁台湾同化会以来頓と信用失墜」と徳弘馬城郎(板垣の姪の夫で元発陽社員)宛ての書簡に書くほど厳しい世評にさらされたのである。その後も、板垣周辺の人々は台湾同化会について触れるのをごとさら避けた。

だが、台湾民族運動の台頭を促すことになった板垣の功績は、その汚名を差し引いて余りあるほどに大きかった。

戦前にただ一人、同化会の歴史的役割を正當に評価したのは矢内原忠雄(戦後の東大総長)だった。名著『帝国主義下の台湾』(昭和四年刊)で、彼は次のように書いている。

「台湾近代民族運動の端緒は大正三年



十一月板垣退助伯が来島して台湾同化会なるものを組織し台湾人を日本人同様に化育すること及び台湾人にも内地人同様の権利待遇を与ふべきことを主張したるにある。総督府は此運動を極端に圧迫し板垣伯は殆んど追放同様にして台湾を去り、同化会は大正四年二月に解散を命ぜられた。此運動が台湾の政治的發展に対し一転機を劃したるは明かにして、之に参加したる台中の資産家林獻堂氏を中心として本島人の民族的運動起り」

云々。

また、王詩琅著『臺灣社會運動史—文化運動—』も、板垣が設立した台湾同化会の運動は、台湾の知識階級に民主主義的影響を与え、台湾社会運動の先駆となった、と極めて高い評価を与えている。

台湾同化会は、まさに自由平等博愛、アジア主義思想によつて台湾の民族運動に火をつけることになった板垣老伯最期の闘いだったのである。

## 北代巖雄先生と

### 板垣山・板垣退助墓地清掃活動



故・北代巖雄副理事長

高知の板垣山の板垣・乾歴代墓所を四十年にわたって管理して下さった板垣会理事・北代

#### 板垣退助 玄孫 高岡功太郎

巖雄先生が平成二十八年五月二十三日に永眠された。

私は高知に帰るたび先生に親しく可愛がって頂き、毎年、板垣家の墓参の後、南国高知の蝉声の夏を、先生と鯉のタタキを肴に冷えたビールを傾けながら、お話をするのが恒例の愉しみとなっていたが、昨年七月十六日の板垣の法要でお会いし、本年お正月に電話でお話したのが先生との最期の思い出となってしまった。北代先生は、四十年近くにわたって毎月一

日と十五日、板垣退助とその歴代墓所をボランティアで清掃活動され、墓前に榊を捧げて下さった方である。先生のご盡力により、いつも板垣山は清々しく保たれていた。

板垣退助の墓は、東京品川神社の裏だと思つておられる方が多いと思うが、実は江戸時代初期の(板垣)乾加兵衛正信から退助の三男・板垣孫三郎までの歴代墓は、高知市薊野の板垣山の山頂にあり、その場所に東京品川から分祀された板垣退助の墓がある。品川のお墓は、退助の四番目の正妻である福岡孝弟の養女絹子の墓と並んで建てられているが、こちらは三番目の正妻(小谷正臣の長女・鈴)の墓と並んで建てられている。

小谷家の先祖はもと長曾我部元親の臣で、山内豊昌公の時代に藩に召抱えられた。鈴の弟・小谷正元は、明治維新後、近衛歩兵大尉となったが、明治六年の政変で官を辞し、立志社に加わり、西郷が西南に起つや、それに呼応して林有造に与し、兵を動かそうとした血氣盛んな人物である。そんな人物の姉が、退助の三番目の正妻であった。

土佐の昔の墓はどれも土葬で、墓域は甚だ広い。北代先生は、草を刈り竹林を薙ぎ払い、ペットボトルに水を汲んで、水道の無い板垣山の山頂まで何度も往復して水を運び、板垣家の墓所の清掃奉仕をされた。その重労働とも



言える作業を高知の暑い夏の日も、雪の降りしきる冬の日も黙々と八十の齢を過ぎてでもなお続けられたのである。

北代巖雄先生は、この板垣山のある蘆野に父祖代々続く北代家の長男として、昭和十年二月十一日誕生された。少年時代は板垣山に登つてよく遊ばれたそうである。立命館大学を卒業の後、高知県交通株式会社に勤務。面倒見の良い性格から人望厚く、後人育成に心血を注ぎ、遂に推されて高知市議会議員を五期二十年お務めになられた。板垣会との縁は、市議四期目の半ば、同じく蘆野在住の税理士中澤氏の紹介によるものという。

高知の先人で日本の先覚者、また「無欲恬淡」を旨とする生き方を尊敬し、政治家として大先輩にあたる板垣伯の墓を荒れさせてはならぬ。遠方から板垣の事跡を追慕してお参りにお越しになられる方々には、常に清々しい姿をお見せしたい。それが出来なければ地元蘆野に生まれ育つた者としての名折れ、いやひいては高知全体の恥となるとの切なる思いから、板垣会の方々と毎月一日と板垣の祥月命日にあたる十六日の前日を目安に清掃奉仕を初められ今日に至つたのである。一言で四十年といつてもそれは、幾星霜の積み重ねであり、一度決めたことを四十年やり抜くというのは、並大抵のことでは無いと思う。しかしそれを

先生はやり遂げられたのである。平成十七年四月二十九日には、市政に長く携わり地域の発展に寄与されたご自身の積年の功績によつて、北代先生は、旭日雙光章を叙勲されておられたが、生前、先生は私にそのことを一言も仰らなかつた。私がそれを知つたのは、先生の御仏前に香華を手向けた時のことである。

先生の御仏前には、ミネグラスに注がれた冷えたビールがお供えされ、先生の生前の議員

徽章が添えられていた。本当に公私において地域の為に全力を盡くされた方だった。晩年は議員年金で慎ましかな生活をされていた。謙虚で真面目で凛として一度決めた事はやり遂げられる芯の通つた方だった。私はこういう私欲に溺れず清らかさを持つて世の事を考えられる人物こそが本物の政治家だと思つたのである。心より御冥福をお祈りいたします。

## 兵庫県同志懇親会席上の談話

(明治二十三年一月十三日)

板垣退助

諸君は今日此会を開き、余を招待せられ、将来我党の方針進路に就き談話を請求せられたれば、茲に一場の懇話を為し聊か厚意に報ひんとす。近來政党の事に付き余が趣意の在る所は、大阪大会の演説筆記及び愛国公党論に明かなれば就て看られよ。唯だ其論に漏れたる所の事のみにつき聊か辨を加へんとす。我党が夙に唱ふる所の自由主義と謂ふは諸君も既にご承知の事なれども、今日は明かに之を辨じ置くの必要あり。譬へば政党に一定の主義あるは航海に一定の方針あるが如し。時

事問題の可否を決する標準は此主義に由るべき而已。此主義を政治上に施すに於ては、時に循て宜きを制せざる可らざれば、道理一辺に偏するを得ず。或は風の吹き潮の流るに従て多少其方針を變転すること有るも、其一大方針に至ては之を誤らざる様深く注意を要するなり。時事問題は風の吹き潮の流る、が如き者なり、海を航するに於て誰か唯だ風の吹き潮の流る俛に任せ一定の方針を定めざる者あらんや。主義、目的、手段の三者は其別あることを知らざる可らず。主義は一定不易の



者なり。目的は之を達すれば則ち止む者なれば一定不易の者に非らず。而して手段は其目的を達するが為めのみ。例之、所謂ゆる自由は一定の主義なり。責任内閣を立んとするが如きは此主義を政治上に施すの目的なり。而して政党を團結するが如きは其手段なり。此観易きの事にして、往々之を混合する者もあるが如し。或は我党が夙に唱ふる処の自由主義を以て漠然なりと云ふ者あり。或は同じ自由主義にても、我党の自由主義は哲学上の理論にして政治上の實際に非ずなど妄評する者あり。自由主義は哲学上の理論に基く者なれども、之を政治上の實際に施すに於ては、理論一辺に非らざる事は勿論なり。我党の自由主義に於けるは、単に理論上よりも寧ろ實際上の必要より成り立ちたる者なる事は、我党が拾数年來過去の経歴より徴して明かなるべし。

明治七年始めて愛国公党を樹たるは、余等



板垣南海翁之肖像

同志の者が朝を退き、民撰議院奏議の旨に基き有司専制の弊を矯め、立憲政体の業を創べき實際上の必要より起て個人的自由主義を實行するが為なりし事は、其本誓に「所謂ゆる我党の目的は唯斯人民の通義權利を保全主張し以て斯人民をして自主自由獨立不羈の人民たらしむるに在而已」云々の語に徴し明かなりとす。余等同志の者が此挙あるに至りしは、實に是自由平等の主義に成たる維新改革の施設か中道にして廢れるを興し、且つ益々其の国歩の上進を謀らんと欲するに在しなり。彼の士の常職を解き護国の義務を一般國民に負擔せしめ四民同權の制を立てたるが如き、華士族平民の婚姻を許したるが如き、売奴に類したる娼妓を解放したるが如き等は、皆な是れ自由平等の主義に成りたる者なり。然るに政弊漸く生じ、公議輿論は朝に行はれず武断専制の兆を現はし、藩閥政治の勢を長ずるに至りたる。当時、愛国公党同盟の諸士は深く茲に感ずる所ありたればなり。斯の党を樹てたるや、先づ地方自治の精神を養ひ、而して後ち全国一致の運動を為すに非らずんば其主義を實行する能はざるを知り、退て地方の團結に従事し、土佐の立志社、阿波の自助社等並び起り、其他東京、加賀、越前、岩代、因幡、筑前、豊前等に於ても、同盟の諸士は卒先して政社を創立するに至りたり。

明治八年の初め、各地の政社を合して一大政社と為し、以て愛国社を創立せんとし、同盟諸士が大阪に於て集會を催し居るの傍ら、彼の徳星大阪に聚るとかの評を受けたる有名なる大阪會議に於て同志相謀る処あり、終に立憲政体の詔を發せられ、国家の三大權を分ち立憲の基を開くに至りたり。是れ固より天皇陛下の聖慮に出る者なりと雖も、亦た我党か夙に唱へたる自由主義の政治上に實行せられたる一端なり。立憲政体の進歩は中道にして一たび蹶きたるも、此詔は自由主義發達の一大紀元と為りたる者なり。

明治十一年秋、愛国社を再興せり。是れ西南の乱後、中央集權の勢は愈々甚しく、各地方の人心は愈々惑ひ、方向の帰着すべきを知らず、益々卑屈従順の民と為り、政府は戰勝て驕色あり、所謂ゆる民の怨言と凱歌の聲に掩はれて聞へずとの觀を呈せり。此際、全国各地の一致合同を謀り、自由の主義に據り以て一大方針を指し示すが為め之が再興を謀りたるは、時勢の然らしむる所、實際上の必要に出でたる者なり。此挙に就き、其本旨の在る所は愛国社再興の趣意書に照らして明かなり。「嗚呼、愛身愛国は豈に二致あらん哉、人真に其身を愛するを知る、又た當さに其国を愛するを知るべし」云々の語は、即ち是れ個人的自由主義に外ならざる者なり。



明治十二年十一月、愛国社の第三会に於て福岡の共愛会よりは条約改正を請求するの建白を為さんとの議案を提出したるも、衆議は国会願望を賛成したれば之を後にし先づ国会願望の議を決したるは、人民の権利立てて而して後ちに国家の権利に及ぼさざる可らざる實際上の必要より事茲に出でたるものなり。我党が其後に至りて条約改正の中止に力を尽したるも、亦其精神は終始一徹なる者なり。

十三年春、愛国社の第四会に於いて国会請願の議を決し国会期成同盟会を立てたること、及び同年の冬、国会願望の政府に容れられざるに由り、民間に政党を起し輿論の勢を張るが為めに自由党を立るに至りしことの如きも、亦た是れ實際上の必要よりして自由主義を實行するの挙に出でたるものなり。国会期成同盟会を立て及び国会の請願を為したるは、当時の政府をして大ひに感ぜしむる所あり。其の言は直ちに行なはれざるも之を採用し 天皇陛下も深く聖慮を垂れ賜ひ、終に国会開設の大詔を発せらるゝに至りたり。

明治十五年、国会開設の大詔降るの後に及び、其準備として言論、集会、結社の自由を許るべき事を論じたり。国会政治には政党の必要あり。而して此等の自由なければ政党を立てて以て運動をなす能はず。又人民は其選挙すべき人物を知らんと欲するも、言論の自由

なければ其人物の持論を知るに由なし。此三大自由を許るべきを論じたるも、亦た是れ実に時勢の必要に出でたるものなり。又其後地租条例の本旨に基き、物品税の増加するに従て地租を軽減すべきを論じ、之が建白を為し、実際に試みたる事あり。是れ地方衰頹の勢を救ふが為め必要に出たる者なり。

明治二十年、条約改正の紛議起るの時に際し、我党同志の諸士が陸続各地方よりして建白を為せしが、其論ずる所は租税軽減と言論、集会、結社の自由と条約改正中止との三大事件にして、其論たるや我党の夙に唱ふる所にして、時勢の切迫なるに依り更に之を急言せざるを得ざるの必要に出でたる者なり。

明治二十二年春、我党が大同団結を賛成したるは、各党聯合して以て其目的を達せんと欲するの趣意に出でたる者にして、彼の綱領五条の如きも夙に我党が唱ふる処の持論と相合するを以てなり。

同年秋、条約改正の紛議再び起るに際し、新条約案に反対し終に中止に至らしめたるは、五団体が一致聯合の力に依ると雖も、我党が主として第一回条約改正案に反対し、之を中止せしめ、我國脈を維持し、飽まで自由平等の主義に據て其力を致したるの効に由るべし。若し第一回の時に於て反対の運動を試むること無くば、恐らくは第二回の時に至る

迄、我國の運命を保つことも難かるべし。

夫れ斯の如く我党か過去の経歴に徴するに、自由主義は着々之を實行し来り、漠然たる者に非らず、政治上の實際に成りたり。必ずしも哲学上の理論のみに出でたる者に非らざるを知るべし。我党が一部の言行に於ては、自由主義に熱心の余り其逆境の然らしむる所、或は矯激なるを致したるも、全体の上に就て之を觀れば、自由主義は着々其言行の上に現はれたり。自由党盟約三章の如きは唯だ希望の一端を明文に書き現はしたるに過ぎず。不文的一定の綱領は、我党が多年の間、或は新聞に、或は演説に論じたる所の条中に存して自ら明かなりとす。

我党が唱ふる所の自由主義は終始一徹なり。或は実地の問題を起し、或は実地問題に応じ、其論じたる所を挙ぐるに、内治上に就ては国家の三大権を分割して政治の基を定むべき事、中央集権の弊を矯めて地方分権の制を興すべき事、干渉の制を廢し成るべく放任の政を布べき事、繁文を省ひて簡易を旨とすべき事、政費を節減して民力を休養すべき事、藩閥専制の弊を除き責任内閣の制を立てべき事、常備軍を減じて非常兵を置べき事、陸軍の費を減じて海軍の費に充べき事、警察の権力を過大ならしめ人民保護の本分を誤る可らざる事、教育の干渉に過ぐ可らざる事、其



他外交上に就ひては各国に対し偏頗なく平等の交を修むべき事、平和親好を旨とするも独立の体面を毀損せざる事等の如き、其論ずる所は殆んど枚挙に遑あらず。其中に就ては必ずしも尽く主義に基く者のみに非らざるも、之を要するに自由平等の主義に非らざるは莫きなり。我党の所謂ゆる主義は、其基く所は哲学上の理論なるも、之を政治上の實際に應用するに至りては、時に循つて宜しきを制し、必ずしも理論の一辺に非らざるなり。我党の綱領は之を明文に記せざるも、自ら是れ不文的一定の者あり。然れども、我党は決して自ら此を以て足れりと為すに非らず。今日立憲政体の下に立つに当ては、茲に一層精密なるの用意無かる可らず。前述の綱領を實施するの細目方法に至ては、精覈緻密なる実地の調査を遂げ、而して后に之を一定すべしと雖も、我党の主義綱領に至りては早く已に一定の者あるを知るべし。

を致し、而して立憲政体初めて行はるゝの時に当ては、政務施設の上に就て其力を尽すに在り。政治上一定の主義に據て成り立ちたるの党派は政党に相違なし。政弊の改革を企つるも政党なり。政治の施設を謀るも政党なり。前者は旧弊を破り以て十九世紀の民を作り出すに在り、後者は施設を謀り以て十九世紀の政を布くに在り、只だ其境遇の相異なるに從て其精粗の相異なる而已。我党は時勢の変遷に從て推移するも、其主義に至ては終始貫徹し誓て相渝らざる者なり。

今や我党が立憲政体の下に立ち、斯主義を貫行せんとするに当り、余は又た深く将来に向て注意戒心すべきの必要を感じるなり。立憲政体の民たらん者は、自ら其任の重きを知らざるべからず。然るに余は今日の時弊に據て之を察すれば、大に憂慮に堪へざる所の者あり。茲に其重なる者を挙ぐれば即ち左の如し

### (第二) 議員選挙の事

選挙を競争するは固より勢の免れざる所にして、亦た是れ政治思想発達の一端とも称すべきも、近頃は府県會議員なり市町村議員なり選挙の競争に甚しき弊を生じ、或は強迫手段を以て投票を募集し、或は狡猾手段を以て投票を買取る等の事を為し、其当選したる人物は往々選挙者の意外に出る事あり。選挙者の意志を代表するの議員が其人に非らざれば、徒らに代議の名ありて其実なし。今年国会議員の選挙は事最も重大なり。此事を為すに於て不正不当なる手段を用ゆること一層甚しきが如きあらば、他日選挙権を拡張するの上に於て障害を為す者なり。代議政体には成るべく選挙権の普治を要すれば、漸次之を拡張せんと欲せば之を害用せず、能く之を利用するの先例を示さざる可らず。其先例悪しければ永く後害を遺すの虞あるべし

### (第二) 理論の弊に陥る事

理論は旧弊を矯むるの利器なり。専制の旧弊を矯め、以て立憲の新政を立んと欲せば、一たびは大に此利器を用ひざるを得ず。我党は實に新斬する理論を以て陳腐なる習慣を一掃するに力を尽したり。是れ其の為す所は改革に在るを以てなり。然れども、今日立憲の政を布き、自ら施設の事を任ずるに於ては理論の弊に陥る可らず。其の自ら施設の責に任ぜざる者は、壮快の言を放ち、急激の論を立つるも亦た勢の已むを得ざる所なるも、自ら其責に任ずる者は深く慎まざる可らず。施設の事を為すに於ては、国力を量り、民情を察し、以て其宜きを制せざる可らず。公明正大の政を議するには理論を重んずべきも、若し国会が理論の戦場と為る於ては、相競ふて急激の論を唱へ、実着の論は因循論なりとして輕侮せらるべし。維新戦乱の際、余が親しく実歴す



る所に據れば、攻撃論と防守論との二者に相分る、時、攻撃論は常に勝を制し、防守論は常に敗を取り、往々戦略を誤りたり。彼の太平の武士が俄かに戦場に臨み、唯だ鋭氣を競ふの弊を生じ、強きを唱ふる者が軍議に於て勝を制し、却て實地に於ては敗を取るの事ありたり。専制に慣れたるの人民が俄かに参政の權を得て国会議場に臨み、唯だ是れ急進を競ひ、強きを唱ふる者が勝を制せんとするも亦た之と同一の情理なり。今日の勢を以て之を察すれば、漫に理論の弊に陥り、其施設の事を議すべき国会議場に於ても亦た鋭氣を競ふの弊は、此に類するあらんことを憂ふるなり。

### (第三) 保守の氣象を増長せしむる事

理論一辺に偏して多端に政治の改革を求め、民情に合せざるの事を行はば、民心をして改革を厭はしめ、却て進取の氣を挫き懐旧の情を起さしむべし。茲に至て民心は保守の風を慕ひ、保守党は此弊に乗し、以て其勢を張り、力を伸ん事を勉むべし。我国政治上の事に於ては其改革すべき者最も多し。我党が多年の辛苦は実に茲に在り。若し保守の氣象を増長せしむるが如きの事あるに至ては我國の進歩を誤らんとす。豈に深く之を警めざる可んや。

### (第四) 貴族院に權力を占めらるゝ事

前述の如く衆議院の議員其人を得ず、若く

は其議場が理論の戦場と為り急激の弊に陥り、衆議院は以て衆民の意志を代表し其議を尽すの任に堪へず、笑を海外に取り、嘲を国内に招くが如きの事あるに至ては、人民は衆議院に望を属せず、政府も亦た衆議院に重きも置かず、其權力は忽ち貴族院に占めらるべし。縦ひ衆議院は能く其望を繋ぎ、能く其重きを持するも、貴族院に対して平衡の權を保ち難きの傾を生せんことを恐るゝ所なるに、衆議院にして不完全なる時は帝國議會の實權は貴族院に帰するに至らん。

### (第五) 主義を重んぜざる事

政党は主義を以て相合する者なれば、意氣相投せざるも之を忍び之を容れざる可らず。主義相合するも意氣相投せざるの故を以て相分るゝに於ては、小党分裂の弊を国会議場に生じ、多数の勢を制する能はざるべし。一時の感情を相傷ふたるが為めに、多年の政友と相離るゝが如きは、畢竟主義を重んぜざるの致す処なり。主義の為めに大に自ら譲り、自ら屈して之を尊戴し、殆んど主義の奴隷とも為るに非らずんば、主義の為めに相合して以て一大政党を成す能はず。政友は私交の友に非らずして公義の友なれば、苟くも其主義の相合するあれば、相樂まざるの人と雖ども其事を共にせざるを得ず。私情は宜く公義の為めに之を忘るべし。或は彼等は我意に適せざる者

なりとて之と俱にせず、或は其党は他人の手になりたる者なりとて之に入らず、斯の如く私意を挟みては公党を成さんと欲するも得べからず。公党には唯だ主義ある而已。夫れ人の克く自ら情欲を制し道理を行ふは良心あるを以てなり。人は良心の制を受けざる可らず。政党は主義の制を受けざる可らず、主義は即ち政党の良心たることを知り、最も之を重んぜざる可らざるなり。

### (第六) 責任内閣の制行はれ難き事

責任内閣の制を立んと欲すれば、政党の勢力強大ならざる可らず。小党分裂の弊を生ずれば政党の勢力強大ならず、以て政党内閣を立る能はざるべし。又た政党を以て内閣を組織することを得べき氣運に達するも、小党分裂し、同主義者の中に在て相互に權力を争ふが如き事あらば、内閣の組織を完全にする能はず。且つ内閣を組織するの人物にして其党の信任なければ、責任に当るを得ず。其人物を信任するは、主義相同じきを以て固く我主義の代表者たるを信するに在ればなり。若し主義を以て相合すること固からず、感情を以て相離るゝの傾あれば、今日内閣の信任も明日あるを期し難く、変化窮り無きに至ては其党の政略も行はれ難く、従て責任内閣の制は行はれ難きに至るべし。

前述の如く之を過去に徴するに、我党の所



謂自由主義は實際上の必要より成り立ち、着々之を實行し、其綱領の如きも亦實際の言論上に於て自ら明なりとす。我党の主義、綱領は、一朝筆紙の間に成りたる者に非ず。多年実歴の間に成りたる者なり。而して今や之を国政の上に實行せんとするに当り、深く時弊を察すれば、将来に向て最も憂ふべき所の者の略ぼ前に述べたるが如し。

噫、夫れ立憲の政体は将さに行はれんとす。而して藩閥の余弊は未だ去らず。我国未曾有の盛典たる第一期の帝国議會にして、政党は其本分を全ふするを得ず、小党分裂の弊を極め、一たび之を誤らば、専制家は此を以て口実と為し、我国人民の智徳は未だ以て代議政体に適せず、専制政治に非ざれば之を治む可からずとの誤解を為さしむるが如きあらば、我國の不幸は果して如何ぞや。我海陸の軍は、二十余年来、藩閥の余勢に成れり。此軍隊が立憲政体の下に在り、果して能く憲法護衛の兵と為るを得ば幸甚し。然れども、若し或は誤て藩閥政治の爪牙と為り、之が用を為すが如きあらば、武断家が兵力に頼り以て専制の政を復するも亦容易の事なるべし。若し小党分裂の弊に陥て無政逆乱の世と為れば、未だ代議政体に慣れず漸く専制を離れんとする我國の人民は、却て専制の政を慕ふに至らん。彼の仏國が無政逆乱の弊に陥りたるの時に

当り、不世出の英雄起るに非らずんば我國を如何せんとの嘆声を発せしめたるが如きの不祥を呈せんことを恐る、なり。特に我党自由主義を執る者は、豈に之を猛省せざる可けん哉。小党分裂の弊を救ひ、自由主義各派の一致合同を謀るは、今日の勢に於て実に必要なるを感ず。若し此勢に任せて之を矯正せすんば、忽ち其弊を国会議場に來たさんことは鏡に懸けて観るよりも明かなり。是れ愛國公党を樹るの已む可らざる所以なり。斯党に対しては世評区々にして之を非難する者ありと雖も、同主義各派の一致合同を謀り、政党の間に立て仲裁を遂げ調和を謀らんと欲すれば、我も亦政党を以てするに非らずんば其効力なきは従来兩派の間に処したるの実験に徴して明かなり。余か同志の諸君と俱に奮て此業に従事するは、大に時弊を矯正し、自由主義を實行して以て我國百年の長計を立んと欲するに在るなり。諸君は幸に余か本意の在る所を諒察せられよ。

(『東雲新聞』明治二三・一六、一七)

## 【解説】

明治二十二年、後藤象次郎が通信大臣として突然入閣すると、大同団結運動は大分裂し、旧自由党の人々は政社派と非政社派に別れて対立

するようになった。二十三年一月三日、仲裁に乗り出した板垣は「愛國公党論」を発表し、自由主義者の一致合同を呼び掛けた。しかし、対立は根深く、再興自由党、大同俱樂部、愛國公党の三党鼎立に陥ることになる。第一回衆議院議員選挙が目前に迫ると、中島信行、竹内綱らが周旋の労を執り、壮士も奔走して合同の気運が高まり、五月十四日、三派代表委員が東京呉服橋外柳屋に集まって「庚寅俱樂部」を結成。七月の選挙はそれぞれで闘い、その後三派は解党。九月十五日、立憲自由党結成に至るのである。

本号に掲載した板垣退助の演説は、「愛國公党論」発表後の明治二十三年一月十三日、植木枝盛等を伴って姫路で開かれた二百六十余名参集の兵庫県同志懇親会に臨席して行ったものである。「東雲新聞」が全文掲載し、指原安三編『明治政史』も板垣伯の「心事を知るに足る」として収録している。

板垣は演説の冒頭で「政党に一定の主義あるは航海に一定の方針あるが如し」と述べ、主義、目的、手段を腑分けしたうえで、明治七年の愛國公党結成以来の自由主義拡張の歴史を振り返る。そして未だ立憲政体が成立していない専制の時代には人民の通義権利を主張して政弊の改革を企て、立憲政体が成立した後は政務施設に傾注するのが政党の役割である。しかし、主義そのものは貫徹して決して変わらないと強調すると



共に、立憲政体の下で綱領を実施する細目方法については精確緻密な政務調査を要すと述べている点が注目される。ここには初期議会で顕在化する自由党の議会対策の基本が早くも示されている。

後段で述べられている「時弊」六項目には、今なお傾聴に値する内容が含まれる。たとえば、「第二 理論の弊に陥る事」では、「自ら施設の責に任せざるものは壮快の言を放ち急激の論を立つるも亦勢の已むを得ざる所なるも、自ら其責に任ずるものは深く慎まざる可らず」と実際に政治を担う人々の大言壮語、むやみな急進論の競い合いを戒めている。政治の現場は、一般庶民が居酒屋で酒を飲んで怪気炎を上げるようなところとは違うのである。また、「第五 主義を重んぜざる事」でも、「政党は主義を以て相合する者なれば、意気相投せざるも之を忍び之を容れざる可らず」とか、「主義の爲めに大に自ら譲り自ら屈して之を尊戴し、殆んど主義の奴隷と爲るに非らずんば、主義の爲めに相和して以て一大政党を為す能はず」と甚だ含蓄のある指摘がなされている。この二十数年来、私たち国民は少数政党の分立、離合集散の醜い姿をさんざん見てきたが、板垣の指摘は政治家にとっては頂門の一針、現代政治を考える上で甚だ示唆に富んだ一節と言えるのではないだろうか。

(公文 豪)

## ◆ 板垣退助岐阜遭難135年 ◆ 記念講演会のお知らせ

明治15年4月6日、自由党総理・板垣退助は岐阜中教院で暴漢に襲われ、「板垣死すとも自由は死せず」の名言を残しました。

今年、岐阜遭難から135年にあたります。板垣会では昨年につき「遭難記念」の催しとして講演会を開催します。今回は、板垣退助83年の生涯をわかりやすく解説します。

- と き 平成29年4月1日(土) 午後2時～4時
- ところ 高知市立自由民権記念館研修室
- 講 師 公文 豪(NPO法人板垣会副理事長)
- 演 題 「板垣退助 5つの銅像」

- 2017年1月5日 発行
- 発行者 古谷 俊夫
- 発行所 高知市本町2-2-31
- 特定非営利活動法人 板垣会
- TEL (0887) 55-2860

### 板垣会々員募集

年会費 2,000円  
板垣退助顕彰に御協力を!  
入会は別途振込用紙をご利用ください。



芸術・文化・技術のテーマパーク

創造広場

アクトランド



定休日 無休  
営業時間 10:00～18:00(チケット等の購入は17:30まで)  
住所 高知県香南市野市町大谷928番地  
料金 単館チケット:大人1000円～1500円  
子供500円～800円  
※その他、回数券、一日バスポート、団体割引等あり



お問い合わせはこちらから

TEL:0887-56-1501 <http://actland.jp/>

会議・宴会・祝事・祭事・法要等にご利用いただける  
多目的ホール・座敷 各種会場を完備

観光・ビジネス・スポーツ合宿等 目的に合わせてご宿泊可能



ひとときわ輝くおもてなし

高知 サンライズ ホテル

[www.kochi-sunrise.com](http://www.kochi-sunrise.com)

〒780-0870 高知市本町 2 丁目 2-31 Tel 088-822-1281

